

# 令和7年度 第3回 宇都宮市廃棄物減量等推進審議会

日時：令和8年2月12日（木）

10時00分～

場所：14A会議室

# 【参考】計画策定のスケジュール

## 10月 第1回廃棄物減量等推進審議会（10/3）

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定について、宇都宮市から審議会に諮問
  - ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画の骨子案※に係る審議
- ※計画を構成する骨組み(基本理念・基本方針・基本施策)

## 12月 第2回廃棄物減量等推進審議会（12/16）

- ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画の素案※に係る審議
- ※計画を大よそ完成させた案

## パブリックコメント（12/23～1/23）

- ・ 素案を公表し、約1か月間、パブリックコメントを実施

## 2月 第3回廃棄物減量等推進審議会（2/12）

- ・ 一般廃棄物処理基本計画(案)に係る報告
- ・ 一般廃棄物処理基本計画策定の答申(案)に係る審議
- ・ 令和8年度一般廃棄物処理実施計画(案)に係る審議

公表

# 資料の構成

## 資料 1

パブリックコメントの概要について . . . . . P5

## 資料 2

答申書（案）について . . . . . P10

今後のスケジュール . . . . . P11

## 資料 3

令和 8 年度 宇都宮市一般廃棄物処理実施計画について . . . . . P12

### （ごみ処理実施計画）

基本指標の目標値について . . . . . P15

施策事業の展開について . . . . . P16

【参考】基本計画における施策事業の展開 . . . . . P19

収集運搬・中間処理・最終処分の体制について . . . . . P20

### （生活排水処理実施計画）

基本指標の目標値及び施策事業の展開について . . . . . P22

【参考】基本計画における施策事業の展開 . . . . . P23

収集運搬・中間処理・最終処分の体制について . . . . . P24

## 添付資料

- ・別紙 1 : 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画答申書（案）
- ・別紙 2 : 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（案）概要版
- ・別紙 3 : 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（案）
- ・別紙 4 : 令和 8 年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画（案）

資料1

報告事項

# 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に関する パブリックコメントへの対応について

## 【趣旨】

- ・宇都宮市一般廃棄物処理基本計画(案)に関するパブリックコメントへの対応について報告するもの

環 境 部 廃棄物政策課

上下水道局 下水道管理課

# パブリックコメントの概要について

## 【実施概要】

実施期間：令和7年12月23日(火)～令和8年1月23日(金)

公表場所：市HP, 行政情報センター, 各出張所・地区市民センター・市民活動センター, 廃棄物政策課

提出方法：電子メール, FAX, 郵送, 持参

## 【実施結果】

意見の応募者数：1名(内訳 電子メール1名, FAX・郵送・持参0名)

意見数：4件

## 【意見の処理状況】

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し, 計画に盛り込むもの	0 件
B	意見の趣旨等は, 計画に盛り込み済みと考えるもの	2 件
C	計画の参考とするもの	0 件
D	計画に盛り込まないもの	0 件
E	その他, 要望・意見等	2 件
	計	4 件

# パブリックコメントの概要について

区分B:意見の趣旨等は, 計画に盛り込み済みと考えるもの

No.	該当ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	P18	<ul style="list-style-type: none"><li>・前計画における家庭系ごみ排出量(資源物以外)の減少理由について, 市民の3Rの行動変容促進以外にも, 物価上昇等により市民の購買力が減少したことも関係していると考えられる。</li><li>・減少理由が不確かであることから, 考察をする際には「～と考えられる」と表記した方が良い。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本市の家庭系ごみ排出量(資源物以外)の主な減少理由につきましては, 令和3年度末のクリーンパーク茂原の火災に伴う市民への「燃えるごみ5割削減に向けた呼びかけ」などにより, 令和4年度以降は減少傾向が継続している(R3⇒R4:▲8,797t, ▲7.9%)ことや, 市が取り組んでいるフードドライブの参加者数も大きく増加していることなどにより(目標400人に対し, R6実績855人), 市民の行動変容の促進が図られているものと考察しております。</li><li>・素案では, 上記の通り本市独自の主な減少理由を中心に記載いたしましたが, 近年の物価上昇等を踏まえ, 次期計画(案)P18の記載を下記のとおりいたします。</li></ul> <p>【追記箇所:赤文字記載】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「様々な機会や媒体を活用した効果的な周知啓発の継続的な実施やもったいない運動の促進等, 幅広い世代の3Rの行動変容を促すことができたこと<u>などにより</u>, 家庭系ごみは減少しています。</li></ul>

# パブリックコメントの概要について

区分B:意見の趣旨等は, 計画に盛り込み済みと考えるもの

No.	該当ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
2	全般	<p>・ごみ処理業務や生活排水処理業務について, DX※に関する取組を次期計画に盛り込んだ方が良い。</p>	<p>・次期計画におきましては, 市が目指す「スーパースマートシティ」の構成社会の1つである「脱炭素社会」を見据えた循環型社会の形成を基本理念に掲げております(P22)。          ・各取組等を検討する上でも, 「スーパースマートシティ」実現の原動力となるデジタルの活用(DXの推進)の視点を踏まえており, デジタル技術等を活用した周知啓発や粗大ごみ有料戸別収集へのキャッシュレス決済の導入, 廃棄物処理施設の運転管理などを検討していることから, 意見の趣旨等は計画に盛り込み済みと考えております。          ・スーパースマートシティの概念につきまして, P23の基本理念の説明文に記載の「スーパースマートシティ」に注釈※を加えて補足いたします。</p>

**DX※**  
 DXは「デジタル・トランスフォーメーション:デジタル技術で人々の生活をより良いものに変革する」の略であり, 自治体においても, デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに, デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り, 職員の負担軽減とあわせて, 人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。

**注釈※**  
 スーパースマートシティは, 本市が目指すまちづくりの姿であり, 100年先も発展し続けるまちの姿「NCC(ネットワーク型コンパクトシティ)」を土台に, 「地域共生社会」, 「地域経済循環社会」, 「脱炭素社会」の3つの社会が, 「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」です。

## 区分E:その他, 要望・意見等

No.	該当ページ	意見の概要	意見に対する市の考え方
3	P35	・次期計画の施策事業「ごみ有料化等の検討」のうち、主な取組「事業系ごみ手数料の見直しに関する調査・研究」について、調査・研究結果を公表してほしい。	・次期計画における施策事業につきましては、「ごみ有料化等の検討」も含め、毎年度、取組状況等の実績を点検・評価し、その結果を「廃棄物減量等推進審議会」に報告するとともに、市ホームページにて公表いたします。(例年3月頃) ・また、市では適切な原価計算による受益者負担の適正化を図るため、4年に1度、使用料・手数料等の全面見直しを行っています。(前回見直し:令和6年度)
4	全般	・取組指標に「ごみ分別アプリ『さんあ～る』のダウンロード数」を設定しているが、ごみを減らすことの重要性やSDGsの考え方、ごみの分別などについて、特に、文化の異なる外国人に働きかけを行った方が良い。	・外国人に対する働きかけにつきましては、英語・中国語・ベトナム語など多言語に対応した分別アプリやチラシ等を活用しながら継続的な周知啓発に取り組んでおります。 ・更なる分別の協力や分別精度の向上を図るとともに、SDGsの達成やサーキュラーエコノミーへの移行など、廃棄物を取り巻く状況に適切に対応していくため、引き続き、様々な機会・媒体を活用し、外国人も含めた意識の醸成・行動変容の促進を図ってまいります。

⇒パブリックコメントを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画(案)を修正(別紙2・別紙3)

資料 2

審議事項 1

# 宇都宮市一般廃棄物処理基本計画に対する答申（案）について

## 【趣旨】

- ・宇都宮市一般廃棄物処理基本計画(案)に関する答申書(案)について審議するもの

環 境 部 廃棄物政策課

上下水道局 下水道管理課

# 答申書(案)について

## 【答申の位置づけ】

「一般廃棄物処理基本計画」について、これまでの宇都宮市廃棄物減量等推進審議会です承・提言された事項や、取組に当たって留意すべき点などの意見を答申（案）として集約する。

答申(案)について … 別紙1のとおり

## 【参考】計画策定の経過

### 10月 第1回廃棄物減量等推進審議会（10/3）

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定について、宇都宮市から審議会に諮問
  - ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画の骨子案※に係る審議
- ※計画を構成する骨組み(基本理念・基本方針・基本施策)

### 12月 第2回廃棄物減量等推進審議会（12/16）

- ・ 次期ごみ処理及び生活排水処理基本計画の素案※に係る審議
- ※計画を大よそ完成させた案

### パブリックコメント（12/23～1/23）

- ・ 素案を公表し、約1か月間、パブリックコメントを実施

2月12日 第3回廃棄物減量等推進審議会

2月19日 答申書手交式

2月27日 一般廃棄物処理基本計画公表

資料3

審議事項

# 令和8年度 宇都宮市一般廃棄物処理実施計画(案)について

## 【趣旨】

・宇都宮市一般廃棄物処理基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、「令和8年度宇都宮市一般廃棄物処理実施計画」(以下「実施計画」という。)を作成したことから、その内容について協議するもの

環 境 部 廃棄物政策課

上下水道局 下水道管理課

## 一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画  
生活排水処理基本計画

- ・ 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画
- ・ 計画期間：R8～R22（15年間）
- ・ 策定時期：5年ごと（R7策定中）

## 一般廃棄物処理**実施計画**

ごみ処理実施計画  
生活排水処理実施計画

- ・ 一般廃棄物処理基本計画に基づき、**年度ごとに具体的な取組を定める計画**
- ・ 計画期間：1年間
- ・ 策定時期：毎年度2月

### 【構成】

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集運搬・中間処理・最終処分体制 など

# ごみ処理実施計画

環境部 廃棄物政策課

# 基本指標の目標値について

基本計画で掲げる基本指標について、下記の目標値の達成を目指し、各施策事業を展開する。

※令和7年度見込値は、令和7年12月末までの実績を基に推計

## 基本指標1:一人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源物以外)(g/人・日)

R6 (基準値)	R7 (参考)	R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
524 (実績値)	509 (見込値)	512	501	496	490	485

## 基本指標2:事業系ごみ排出量(資源物以外)(t/年)

R6 (基準値)	R7 (参考)	R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
39,181 (実績値)	37,814 (見込値)	37,900	37,500	36,900	36,400	35,800

## 基本指標3:最終処分量(埋立量)(t/年)

R6 (基準値)	R7 (参考)	R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
17,885 (実績値)	17,192 (見込値)	17,500	17,100	16,800	16,500	16,200

# 施策事業の展開について

- ・本計画(実施計画)では、基本指標の達成に向けた令和8年度の具体的な取組を展開する。
- ・令和8年度の新規・拡充事業(案)は以下のとおり

## 基本方針1 発生抑制・再使用の促進

No.	施策事業	区分		取組内容 (1行目:実施計画に記載する「主な取組」) (2行目:具体的な新規・拡充内容)
		新規	拡充	
1	脱炭素・3R普及啓発の推進		●	○脱炭素・サーキュラーエコノミー※の視点を取り入れた環境出前講座の開催 ⇒環境出前講座等を通じ、これまでの3Rの取組に加え、再生可能な素材の利用(ストックの有効活用)を促進するなど、資源の効率的・循環的な利用につながる意識啓発を図る。 ⇒更なる3Rの行動変容に向け、食品ロス削減につながる親子料理教室など、実践形式の講座を取り入れる。
2	エコショップ等の普及促進		●	○食ロス・プラスチックごみ削減等の取組発信 ⇒「期限切れ」による事業系食品ロスを削減するため、エコショップと連携し、消費者の「てまえどり」を促す商品陳列棚用ポップの普及を図る。
3	ごみ有料化等の検討		●	○家庭系ごみ有料化導入時における効果の検証 ⇒これまでの調査・研究結果を踏まえ、有料化対象ごみ種・ごみ袋の価格別によるごみの減量効果や市民への影響(負担)等を検討する。
4	粗大ごみ等のリユースの推進		●	○粗大ごみ(家具等)の民間事業者への売払い実証実験 ⇒新たなリユース事業の構築に向け、有料戸別収集粗大ごみのうち、修繕せずにまだ使える家具等を引き抜き、民間リユース事業者に売り払う実証実験を行う。

※サーキュラーエコノミー

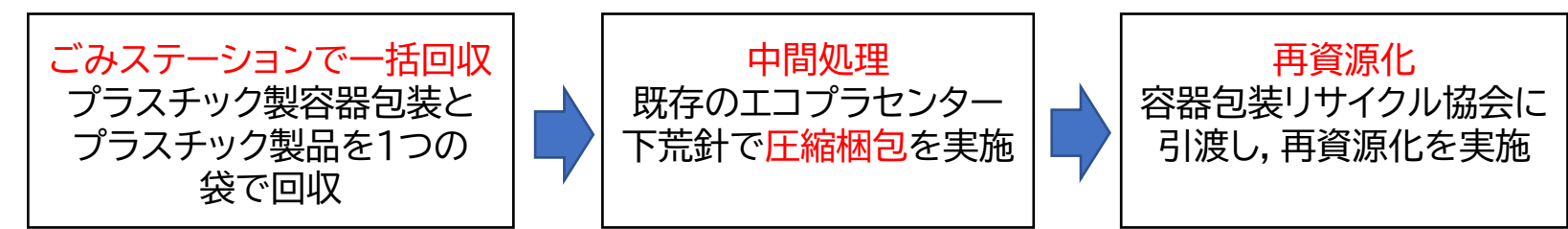
これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動から脱却を図り、生産活動や消費活動など、あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る社会経済活動

# 施策事業の展開について

## 基本方針2 資源循環利用の推進

No.	施策事業	区分		取組内容 (1行目:実施計画に記載する「主な取組」) (2行目:具体的な新規・拡充内容)
		新規	拡充	
5	分別強化の推進		●	○ごみ分別アプリの普及等による情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者等への周知 ⇒情報が伝わりにくい若年層や外国人居住者への周知を強化するため、 <b>分別ルールや食品ロス削減に関して、多言語対応を含めた動画配信のコンテンツを拡充</b> する。
6	プラスチック製品の分別の推進		●	○プラスチック製品資源化に向けたエコプラセンター下荒針の設備改修工事 ⇒プラスチック製品の資源化に向け、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせた効果的・効率的な中間処理の実施に向け、 <b>既存のエコプラセンター下荒針の設備改修工事</b> を行う。 ○プラスチック製品の分別収集に係るあらゆる機会・媒体を活用した周知啓発の徹底 ⇒プラスチック製品の資源化に向け、新たな分別ルールを周知するため、 <b>地域住民を対象とした説明会をはじめ、広報紙や新聞折込チラシなどあらゆる機会・媒体を活用した周知啓発を徹底</b> する。

### 【参考】プラスチック製品の資源化フロー(プラスチック製容器包装と一括回収)



## 基本方針3 適正な処理の推進

No.	施策事業	区分		取組内容 (1行目:実施計画に記載する「主な取組」) (2行目:具体的な新規・拡充内容)
		新規	拡充	
7	適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進	●		○粗大ごみ有料戸別収集へのキャッシュレスの導入 ⇒粗大ごみ戸別収集手数料の納付に係る市民の利便性向上を図るため、新たに電子申請共通システムによるキャッシュレス決済を導入する。
8	火災対策の推進	●		○リサイクルプラザ・エコプラセンター下荒針における火災対策設備の機能追加 ⇒最新技術の動向を踏まえた火災対策設備の導入を行う。
9	クリーンパーク茂原再整備の推進	●		○次期ごみ焼却施設整備に向けた検討, 現地調査の実施 ⇒次期ごみ焼却施設の整備については、建設工事内容の検討や環境影響評価などの現地調査を進める。
10	事業系ごみの適正処理の推進	●		○事業系ごみの適正処理の推進に向けた展開調査(搬入・排出指導)結果等に基づく指導・監視の強化 ⇒展開調査の結果等に基づく指導・監視がより効果的なものになるよう、これまでの戸別訪問指導に加え、市ホームページ・事業系ごみ適正処理マニュアル等においても周知を行う。
11	きれいなまちづくりの推進	●		○きれいなまちづくりの推進に向けた周知啓発や巡回指導の強化 ⇒人出の多い時期やポイ捨ての状況等を踏まえ、路面標示の見直しや夜間巡回指導回数等の拡充を行う。

# 【参考】基本計画における施策事業の展開

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	サーキ ラー	食ロス	施策事業及び主な新規・重点内容
基本方針1 発生抑制・再使用の促進	基本施策1-1 意識醸成・行動変容の促進	分別講習会と出前講座の開催回数	57回/年	75回以上/年	★	◆	1 脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】 ・脱炭素・循環経済の視点を取り入れた出前講座の開催 ・情報が伝わりにくい若年層や外国人住人等への周知強化 2 リサイクル推進員活動支援の推進 3 エコショップ等の普及促進
	基本施策1-2 発生抑制(リデュース)の促進	市が実施したフードドライブの参加者数【食品ロス削減推進計画指標】	855人/年	1,350人/年	★	◆	4 食品ロス発生抑制の推進【重点】 ・エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及 5 家庭系生ごみ削減の推進 6 プラスチックごみの発生抑制の推進 7 ごみ有料化等の検討
	基本施策1-3 再使用(リユース)の促進	再生品(リユース品)の提供数	196点/年	250点/年	★		8 不要品のリユースの利用促進 9 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】 ・粗大ごみ(家具等)の民間事業者売払いの実証実験
基本方針2 資源循環利用の推進	基本施策2-1 分別徹底の促進	ごみ分別アプリ「さんあ～る」のダウンロード数	延べ 64,189 ダウンロード/年	延べ 100,000 ダウンロード/年	★		10 分別強化の推進【重点】 ・わかりやすい分別呼称等の選定 11 プラスチック製品の分別の推進【新規・重点】 ・プラスチック製品の分別収集に係るあらゆる機会・ 媒体を活用した周知啓発の徹底
	基本施策2-2 再資源化(リサイクル)の推進	剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量	4,234t/年	5,200t/年		◆	12 資源物の分別徹底等による資源化の推進 13 食品廃棄物の資源化の推進 14 資源物集団回収の推進 15 新たな資源循環利用の検討
基本方針3 適正な処理の推進	基本施策3-1 適正な収集・処理処分体制の推進	行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合	100%/年	100%/年を維持			16 ごみステーションの維持管理支援の推進 17 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進 18 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進 19 火災対策の推進【重点】 ・リサイクルプラザ等における火災対策設備の機能追加 20 クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】 ・次期ごみ焼却施設整備等の検討、現地調査の実施 21 災害廃棄物の適正処理の推進
	基本施策3-2 適正な排出指導・監視の推進	事業所への戸別訪問指導の実施率	100%/年	100%/年を維持	★	◆	22 事業系ごみの適正処理の推進【重点】 ・展開調査結果等に基づく指導・監視の強化 23 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 24 きれいなまちづくりの推進

### 各基本方針を横断する取組

1 サークュラーエコノミーへの移行を支える資源循環の推進 <<★>>

- ・脱炭素・3R普及啓発の推進
- ・粗大ごみ等のリユースの推進
- ・資源物等の分別徹底による資源化の推進 など

2 食品ロス削減の推進 <<◆>>

- ・エコショップ等の普及促進
- ・食品ロス発生抑制の推進
- ・家庭系生ごみ削減の推進 など

# 収集運搬・中間処理・最終処分の体制について

## 【収集運搬体制】

- ・家庭から排出されるごみについては、市の業務委託による収集運搬を基本とし、適正な収集運搬体制を継続する。ただし、市では収集できないごみについては、排出者による自己搬入や排出者から一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による収集運搬とする。
- ・ごみをごみステーションまで持ち出すことが困難な高齢者等については、戸別訪問によるごみ収集を実施する。事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物については、排出者による自己搬入や一般廃棄物収集運搬許可業者への委託による収集運搬とする。
- ・一般廃棄物収集運搬業の許可の運用については、既存の許可業者による一般廃棄物の収集運搬が困難な状況にないことから、環境省通知等を踏まえ、**原則、新規許可を制限**することを本計画に明文化する。（R6一般廃棄物収集運搬業許可業者数158者）

【参考】環境省通知（H26.10） 最高裁判決における「一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮すること」との主旨を踏まえ、適正な一般廃棄物処理業の許可の運用を徹底すること

## 【中間処理体制】

- ・中間処理体制については、現行の焼却施設や資源化施設における適正な処理体制を継続する。
  - クリーンセンター下田原・クリーンパーク茂原 ⇒焼却処理(剪定枝・羽毛布団については資源化のため選別)
  - クリーンパーク茂原リサイクルプラザ ⇒不燃ごみ, 粗大ごみ(不燃性), びん・缶類, ペットボトル, 電池類を資源化のため選別等
  - エコプラセンター下荒針 ⇒プラスチック製容器包装, 白色トレイを資源化のため選別等
  - 民間資源化施設 ⇒紙・布類等を資源化のため選別等

## 【最終処分体制】

- ・最終処分体制については、現行の最終処分場(エコパーク下横倉)における適正な処分体制を継続する。



# 生活排水処理実施計画

上下水道局 下水道管理課

# 基本指標の目標値及び施策事業の展開について

## 【基本指標の目標値】

- 基本計画で掲げる基本指標について、下記の目標値の達成を目指し、各施策事業を展開する。

### 基本指標:生活排水処理率(%)

R6 (基準値)	R7 (参考)	R8	R9	R10	R11	R12 (短期目標)
97.0 (実績値)	97.2 (見込値)	97.4	97.6	97.7	97.9	98.1

## 【施策事業の展開】

- 本計画(実施計画)では、基本計画の施策事業を基に基本指標の達成に向けた令和8年度の具体的な取組を展開する。
- 令和8年度の主な取組(案)は下記のとおり

### 基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理

No.	施策事業	取組内容 (1行目:実施計画に記載する「主な取組」) (2行目:具体的な取組内容)
1	公共下水道の整備推進	○土地区画整理事業区域, 河内・上河内地区における公共下水道の整備 ⇒公共下水道事業計画区域において、 <b>未整備地区の整備</b> を行う。
2	合併処理浄化槽の整備推進	○広報媒体を活用した生活排水の適正処理及び補助制度に関する周知啓発 ⇒ <b>生活排水の適正処理の必要性や合併処理浄化槽の設置補助について周知啓発</b> を実施する。
3	生活排水処理施設への接続促進	○新規整備地区における工事前説明 ⇒新規で整備を行う地区において、下水道への未接続発生を防止するため、 <b>工事前に戸別訪問による説明</b> を実施する。
4	生活排水処理施設の統廃合等の推進	○生活排水処理施設の統廃合に向けた基本設計・実施設計 ⇒公共下水道への接続に向け、 <b>管渠等の基本設計及び実施設計</b> を行う。
5	合併処理浄化槽の適正管理の推進	○広報媒体を活用した保守点検や清掃, 法定検査に関する周知啓発 ⇒ <b>点検等の必要性について周知啓発</b> を実施する。

# 【参考】基本計画における施策事業の展開

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	施策事業及び主な重点内容
基本方針1 生活排水処理施設整備の推進と効率的な運営管理	基本施策1-1 生活排水処理施設の整備推進	—	—	—	1 公共下水道の整備推進 2 合併処理浄化槽の整備推進【重点】 ・浄化槽設置費補助制度の実施
	基本施策1-2 生活排水処理施設への接続促進	生活排水処理率	97.0%	98.1%	3 生活排水処理施設への接続促進【重点】 ・未接続世帯に対する戸別訪問・指導の実施
	基本施策1-3 生活排水処理施設の適正管理	浄化槽法第11条検査受検率	85.7%	100%	4 生活排水処理施設の統廃合等の推進【重点】 ・生活排水処理施設の統廃合 5 合併処理浄化槽の適正管理の推進【重点】 ・法定検査未受検者に対する受検啓発の実施
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理	基本施策2-1 最適な収集運搬の維持	—	—	—	6 最適な収集運搬の実施
	基本施策2-2 適正な処理の推進	し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率	100%	100%	7 適正な中間処理・最終処分の実施

# 収集運搬・中間処理・最終処分の体制について

## 【収集運搬体制】

- ・し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施する。
- ・収集運搬量の変動に注視しながら、適正かつ安定した収集運搬を実施する。

区分	収集主体	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	委託	市内全域	原則として 月1回	戸別収集
浄化槽汚泥	許可	市内全域	必要の都度	戸別収集

## 【中間処理体制】

- ・収集運搬したし尿・浄化槽汚泥の処理について、中間処理施設(浄化槽汚泥等受入施設)を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施する。
- ・受入施設で濃度調整などの前処理を行った汚泥については、下水汚泥との一体処理を行い、肥料などの原材料に有効活用するとともに、処理過程で発生した消化ガスについては発電設備の燃料に活用する。

## 【最終処分体制】

- ・受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理した後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施する。